



弁護士
榎本 辰則
(えのもと・たつり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

相続法改正 第4回(完)「相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し、遺留分制度の改正」

弁護士 榎本 辰則

1 はじめに

「連載:相続法改正」の第4回となる本稿では、相続法改正のうち、相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し、遺留分制度の改正の2点について、主な改正内容をご説明させていただきます。

2 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し

民法第899条の2

- 1 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録の他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。
- 2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

(1) 特定財産承継遺言について対抗要件主義の適用(施行日:2019年7月1日)

ア 改正の経緯—遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益の侵害等

従来の判例理論によれば、特定の不動産を「相続させる」遺言により取得した者は、その特定の不動産の価額が当該相続人の法定相続分を超えていたとしても、登記なくして第三者に対抗できるとされていました(最判平14年6月10日判タ1102-158)。他方、遺贈については、遺贈により不動産を取得した受遺者は、登記がなければ相続人の債権者に対抗できない(最判昭36年3月6日民集18-3-437)とされていました。

しかし、これでは、「相続させる」遺言の内容を知り得ない相続債権者や債務者等の利益を害するものであり、また、登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがあるとの指摘がされておりました。

イ 改正法の内容

そこで、相続法改正では、「相続させる」旨の遺言を「特定財産承継遺言」とし、「遺贈」とはみない考え方を採用しました。他方、特定

財産承継遺言であっても、承継する財産について法定相続分の範囲内は対抗要件なくして権利主張できますが、法定相続分を超える権利の取得は、第三者との関係では対抗要件が必要であるとされ、従来の判例理論を変更しました。

また、承継した財産が債権の場合には、承継した相続人が遺言の内容を明らかにして通知することにより、対抗要件が具備できるとされ、非協力的相続人があっても対抗要件具備が可能とされました。

民法第902条の2

被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の1人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

(2) 相続分の指定がある場合の債権者の権利行使(施行日:2019年7月1日)

ア 改正法の内容—従来の判例の明文化

従来の判例理論によれば、遺言により相続分の指定がされた場合、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになるとされていました(最判平21・3・24民集63-3-427)。そこで、改正相続法ではこの判例理論が採用され、相続分の指定がされた場合、債権者が当該指定相続分について承認せずに当該相続人に対して法定相続分の割合でその権利を行使することができますが、指定相続分の相続を承認した場合には、指定相続分に応じた権利行使しかできないとされました。なお、これとは逆に、いったん法定相続分に応じた権利行使をした後であっても、指定相続分に応じた権利行使はできるとされています。

イ 具体例

例えば、相続人は妻Wと子A・Bであり、被相続人にはXから1000万円の借入金債務があった場合、当該借入金債務についての法定相続分はW500万円、A・Bそれぞれ250万円となります。このようなケースで、被相続人が、「全ての遺産をWに相続させる」旨の

遺言を残していた場合、改正相続法によれば、債権者Xは、当該遺言にかかわらず、AやBに対して法定相続分250万円の範囲内で請求が可能です。他方、XがWの指定相続分を承認するのであれば、Wに対して1000万円の請求が可能です。Wはこれを拒むことはできません。

3 遺留分制度の改正

民法第1046条(遺留分侵害額の請求)

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。

民法第1047条(受遺者又は受贈者の負担額)

1 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。

①乃至③(略)

2 (略)

3 前条第1項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第1項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

4 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第1項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

(1) 遺留分減殺請求権の金銭化(施行日:2019年7月1日)

ア 改正の経緯—事業承継の支障・持分権処分の支障

改正前相続法においては、遺留分減殺請求権の内容は物件的効力であるとされており、共有関係が生じるという形で現物返還がされ、例外的に受遺者・受贈者の選択により、価額の賠償も可能でした。しかし、遺留分減殺請求権が物件的効力であるとすると、事業承継の場合など、受遺者・受贈者に多額の不動産を遺贈・贈与したとき、遺留分減殺請求の行使によって共有状態が生じてしまうことや、共有割合は目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は分母・分子とも極めて大きな数字となり、持分権の処分に支障が出るおそれがありました。

イ 改正法の内容

そこで、改正相続法においては、従来の遺留分減殺請求

権は「遺留分侵害額請求権」という金銭債権とされ、例外的に合意により代物弁済(現物返還)が可能となり、従来の原則と例外が変えられました。

そして、金銭債権となったことによって、遺留分侵害額請求がされたときに直ちに遅滞に陥りますが、相続財産が換価困難な場合や多額の金銭の支払いが必要な場合における受遺者・受贈者の保護のため、受遺者・受贈者は、形成の訴えにて期限の猶予の請求ができることとされました。また、受遺者・受贈者が相続債務の弁済をし、遺留分侵害額請求権者に対して求償権を有している場合には、求償額の範囲内で遺留分侵害額支払債務を消滅させることができるとされました。

もともと、金銭債権となったことにより、遺留分侵害請求をしてから何らの時効中断措置をとらなければ、5年(債権法改正後)の消滅時効にかかることに留意すべきです。

ウ 具体例

例えば、被相続人の遺言によりCが不動産の遺贈を受け、相続人である子A・Bの遺留分をそれぞれ500万円ずつ侵害している場合、CはA・Bに対して500万円の遺留分侵害支払債務を負うことになります。もともと、Cが相続債務の弁済として500万円支払っている場合、この相続債務についてA・Bが負担すべきであった250万円の範囲内でCはA・Bに対して求償権を有していることになり、CはA・Bに対して、遺留分侵害額支払債務を250万円まで縮減を求めることができます。この場合、CがA・Bに対して有していた求償権については、縮減を求めることにより消滅します。

また、遺贈を受けた不動産の換価が困難などの事情で遺留分侵害額の支払いができない場合は、Cは期限の猶予の請求ができ、支払いの猶予を得ることができます。

民法第1044条

1 (略)

2 (略)

3 相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。)」とする。

(2) 生前贈与の範囲の制限(施行日:2019年7月1日)

改正前は、相続人に対する贈与は、特別受益として持ち戻しがほぼ無限定になされていましたが、相続法改正により、相続開始前10年よりも前の贈与は、当事者双方に遺留分権利者への害意のある贈与のみ算入されることになりました。これにより、事業承継が容易になったといえます。

【参考文献】

・潮見佳男著「詳解 相続法」弘文堂

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/content/001263488.pdf>

<http://www.moj.go.jp/content/001263489.pdf>